

障害者雇用において 採用前に知っておきたい 障害別の基礎知識



株式会社D&Iは2009年の創業以来、様々な規模や業種の障害者雇用の支援をしてきた中で、特に企業様への情報提供が重要であることに思い至りました。本資料が貴社の障害者雇用促進の一助となれば幸いです。

<留意事項>

- ・本ファイルに記載された内容を目的以外の理由で使用することを禁じます。
- ・本ファイルに記載された内容の無断転載・転用を禁じます。

1	はじめに	2
2	障害者雇用の対象となる障害者の定義とカウント方法	3
3	身体障害について	
	身体障害の分類	4
	在宅の身体障害者の障害種類別の内訳	5
	身体障害への代表的な配慮	6
	身体障害への配慮と雇用上の注意点	7
4	精神障害について	
	障害者雇用における精神障害の範囲	8
	精神障害（高次脳機能障害・てんかん）	9
	精神障害の特徴と求められる配慮	10
	発達障害について	11
	発達障害の主な特徴と求められる配慮	12
5	知的障害について	
	定義と等級	13
	特徴と配慮	14
	配慮の一例	15
6	おわりに	16

このような方におすすめします

- 初めて障害者採用に取り組むため、障害のことを基本から知りたい
- 身体障害についてはおおまかなイメージがつくが、精神障害についてはほとんど知識がない

障害者雇用の現状

厚生労働省が実施した調査「平成30年度障害者雇用実態調査結果」によると、企業側が障害者を雇用するにあたっての課題として挙げたものとして二番目に高かった選択肢は**障害者を雇用するイメージやノウハウがない**でした。

また、義務があるにもかかわらず一人も雇用することができていない「障害者雇用ゼロ企業」が多く存在する(*)背景にも知識やノウハウの不足があるとされています。

そのため、障害者雇用を進める第一歩として**障害についての知識を得る**ことが大事になります。

本資料では、障害ごとの特徴と就業にあたっての代表的な配慮方法を解説しています。

*法定雇用率未達成企業54,369社に占める割合は、**57.8%**（平成30年障害者雇用状況の集計結果より）

本資料により得られる知識

- 障害者雇用における「障害者」の定義
- 身体障害（身体障害者手帳）の概要と配慮
- 精神障害（精神障害者保健福祉手帳）の概要と配慮
- 知的障害（療育手帳）の概要と配慮

障害者雇用の対象となる障害者の定義とカウント方法

障害者雇用制度の上では、「**身体障害者手帳**」「**精神障害者保健福祉手帳**」

「**療育手帳（愛の手帳・みどりの手帳）**」のいずれかの障害者手帳の所有者を障害者と定義します。

企業は障害者雇用促進法上、2.3%（労働者43.5人につき1人）の割合で障害者を雇用義務があります。

その際の雇用率の分子となる数字はカウントと呼ばれ、1週あたりの勤務時間と等級に応じて決定されます。

週20時間未満の雇用の場合は雇用率には含まれません。

	対象等級	30時間以上	20時間以上 30時間未満
身体障害 ※1	3～6等級	1	0.5
身体障害（重度）	1・2等級	2	1
知的障害 ※2	療育手帳の区分B・C	1	0.5
知的障害（重度）	療育手帳の区分A	2	1
精神障害	1～3すべての等級	1	0.5 ※3

※1) 身体障害の3等級にあたる障害が2個所以上にまたがる場合には重度としてのカウントになる。

※2) 知的障害において手帳が「B」（東京都の場合3度、4度）の場合にも「職業的に重度」と判定された場合には重度としてのカウントとなる。

※3) 2018年4月から精神障害者の雇用に対して20時間以上30時間未満でも1カウントとする特例措置が実施されています。下記どちらかの条件を満たす従業員が対象。

- ・新規の雇い入れから3年以内かつ2023年3月31日までに雇用されている精神障害者の従業員
- ・既存の従業員が3年以内に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合か、2023年3月31日までに交付を受けた場合

身体障害について(1) 身体障害の分類

身体障害は大きく5つに大分類され、部位または身体機能に応じてさらに分類されます。

障害の程度や日常生活に及ぼす支障を考慮し、1級～6級の手帳が発行されます。

障害箇所が複数にまたがるケースもあります。

先天性の障害を持つ方と、事故や病気などで後天的に受傷された方がいらっしゃいます。

肢体不

上肢
下肢
体幹
その他

以降は本編資料にて
ご確認ください
(資料一覧に戻る)

機能、
機能
は
ら
く機能
言

体の一部が十分に動かない、または欠損していることによる障害

内臓および免疫機能の障害

見え方の障害

身体障害の定義の中では、視力（形の識別）と視野（見える範囲）の障害に分けられる。

聴こえ方、または身体のバランスの障害

話し方、言語の理解と発信、または食べることの障害